

個人情報取扱事務委託等の基準

令和5年1月6日総務局長決裁

最終改正 令和7年12月17日

1 趣旨

この基準は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第66条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第10条及び第11条の規定に基づき、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）の委託等の基準を明らかにしたものである。

2 定義

- (1) 「個人情報」とは、個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。
- (2) 「特定個人情報」とは、番号法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 「個人番号」とは、番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (4) 「特定個人情報等」とは、特定個人情報及び個人番号をいう。

3 対象となる委託等の契約

この基準の対象となる委託等の契約は、契約の形態・種類を問わず、個人情報取扱事務の全部又は一部を本市及び本市が設立した地方独立行政法人以外のものに依頼する全ての契約とする。したがって、一般に委託契約と呼ばれるもののほか、印刷、筆耕、翻訳等の契約も含むものとする。

4 委託等に当たっての注意事項

個人情報取扱事務を委託等するときは、次の事項に注意するものとする。

- (1) 個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講ずる。また、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面（電磁的記録を含む。以下同じ。）で確認すること。

- ア 個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務
- イ 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項
- ウ 個人情報の複製、持出し等の制限に関する事項
- エ 個人情報の安全管理措置に関する事項
- オ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
- カ 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
- キ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
- ク 契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項（再委託先の監査等に関する事項を含む。）

- (2) 取扱いを委託する個人情報の範囲は、委託する業務内容に照らして必要最小限でなければならない。
- (3) 委託先において、個人情報取扱業務が再委託される場合には、委託先に上記(1)の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は本市の機関自らが下記5(4)の措置を実施すること。個人情報取扱業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
- (4) 個人情報取扱業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記すること。
- (5) 漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、委託する業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講じること。

5 具体的に講じる措置

上記4を踏まえて、個人情報取扱事務を委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）する場合には、以下の手順又はこれに準ずる手順にて取り扱うこと。

- (1) あらかじめの確認

札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（平成20年3月28日財政局理事決裁）第9条に基づく入札参加資格の確認を入札後に行う事後審査型等により、受託者との契約締結又は再委託の許諾の前までに別紙1「個人情報取扱安全管理基準」又は別紙2「特定個人情報等取扱安全管理基準」に適合していることを以下の方法により確認すること。

ア 特定個人情報の取扱いを含まない委託等の場合

(ア) 受託（又は再委託）を希望する業者は、別紙1「個人情報取扱安全管理基準」に適合していることを様式1「個人情報取扱安全管理基準適合申出書」に必要な書類を添付した上で申請を行う。

(イ) 当該業務を発注する取扱課の保護管理者は、上記(ア)により提出された書類について、様式3「個人情報取扱安全管理基準適合評価書」により適否を判断する。

イ 特定個人情報の取扱いを含む委託等の場合

(ア) 受託（又は再委託）を希望する業者は、別紙2「特定個人情報等取扱安全管理基準」に適合していることを様式2「特定個人情報等取扱安全管理基準適合申出書」に必要な書類を添付した上で申請を行う。

(イ) 当該業務を発注する取扱課の保護責任者は、上記(ア)により提出された書類について、様式4「特定個人情報等取扱安全管理基準適合評価書」により適否を判断する。

(2) 契約締結

ア 特定個人情報の取扱いを含まない委託等の場合

契約書本文に別紙3「個人情報の取扱いに関する特記事項」の内容を追加し、又は契約書に下表1の個人情報保護の条文を追加して別紙3「個人情報の取扱いに関する特記事項」を添付するものとする。

なお、契約書によらない契約の場合には、別紙3「個人情報の取扱いに関する特記事項」を契約事項として受託者に交付するものとする。

イ 特定個人情報の取扱いを含む委託等の場合

契約書本文に別紙4「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」の内容を追加し、又は契約書に下表2の特定個人情報等保護の条文を追加して別紙4「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を添付するものとする。

なお、契約書によらない契約の場合には、別紙4「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を契約事項として受託者に交付するものとする。

(3) 取扱状況の把握

ア 特定個人情報の取扱いを含まない委託等の場合

当該業務の期間が複数月にわたる場合は、履行検査時等により、毎月、様式5「個人情報取扱状況報告書」の提出により取扱状況を把握すること。

イ 特定個人情報の取扱いを含む委託等の場合

当該業務の期間が複数月にわたる場合は、履行検査時等により、毎月、様式6「特定個人情報等取扱状況報告書」の提出により取扱状況を把握すること。

(4) 監査

ア 特定個人情報の取扱いを含まない委託等の場合

委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、委託先における管理体制及び実施体制や個人情報の管理状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査を行うこと。

なお、総務局行政部行政情報課から別途指定された場合は、指定された業務の委託先又は再委託先に対し、別紙1「個人情報取扱安全管理基準」及び様式1「個人情報取扱安全管理基準適合申出書」に基づき、実地検査を実施した上で、様式3「個人情報取扱安全管理基準適合評価書」を作成し、同課に報告すること。

イ 特定個人情報の取扱いを含む委託等の場合

委託する業務に係る特定個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、委託先における管理体制及び実施体制や特定個人情報の管理状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査を行うこと。

なお、デジタル戦略推進局スマートシティ推進部デジタル企画課から別途指定された場合は、指定された業務の委託先又は再委託先に対し、別紙2「特定個人情報等取扱安全管理基準」及び様式2「特定個人情報等取扱安全管理基準適合申出書」に基づき、実地検査を実施した上で、様式4「特定個人情報等取扱安全管理基準適合評価書」を作成し、同課に報告すること。

6 死者の情報について

死者の情報（個人情報に準じたものに限る。）の取扱いを含む事務を委託等する場合においても、上記4の注意事項を遵守し、上記5と同様の措置をとるものとする。

（表1）

（個人情報の保護）

第〇条 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

（表2）

（特定個人情報等の保護）

第〇条 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって特定個人情報等を取り扱う際には、別記「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。